

令和4年9月8日（木）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、藤英建設株式会社（所在地 千葉県旭市）  
に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ      横浜海事記者クラブ  
竹芝記者クラブ      神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸      （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生      （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ユミコ

田口 由美子      （内線5880）

総務部経理調達課長

イワニ トモヒコ

磯谷 智彦      （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
藤英建設株式会社	千葉県旭市二の6292-4

### 2. 指名停止措置期間

令和4年9月8日から令和4年9月21日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和2年4月29日、千葉県旭市の工場におけるスレート屋根補修工事において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日、罰金刑に処せられた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内